

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、留萌中央商店街振興組合発行の商品券につきましては、令和6年9月17日（火）をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。未使用の留萌中央商店街振興組合発行の商品券をお持ちのお客様は、利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

- 1 ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類
商品券（500円）

- 2 ご利用終了日

令和6年9月17日（火）まで



- 3 払戻しの申し出期間

令和6年9月18日(水)より令和7年1月10日（金）

受付時間 午前10時より午後3時（土日祝日は除く）

*当該期間内に払戻しの申し出がない場合は、この払戻しを受けられません。

- 4 申し出の方法

留萌中央商店街振興組合事務局に商品券をご持参ください。商品券を持参できない方については、お申し出される方の住所、氏名、連絡先を留萌中央商店街振興組合事務局までお電話にてご連絡願います。後日、返信用封筒と『商品券払戻申請書』を送付いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用商品券を同封の上、返送願います。尚、送料振込料は当組合で負担します。

- 5 払戻しの方法

先着順全額払いとし、事務局窓口を持参した商品券の枚数を確認の上、現金にて支払います。また郵送された方は、返信された払戻申請書記載内容と未使用商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます。（返信用の切手代、振込手数料は当組合で負担します。）なお郵送での申請の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用しません。

- 6 お問い合わせ先

留萌中央商店街振興組合事務局

〒077-0042 北海道留萌市開運町3丁目4-11（るもいプラザ2F）

電話 0164-56-4382